

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和 7年 4月 1日

個人情報 ファイルの名称	障害児福祉手当ファイル 特別障害者手当ファイル 経過的福祉手当ファイル																														
行政機関等の名称	東京都板橋区長																														
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部 障がいサービス課 担当 障がい相談係 電話番号 03 (3579) 2362																														
個人情報ファイルの 利用目的	障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第十五条により、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。」と定められており、国は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、「国民年金法等の一部を改正する法律」を定め、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当（以下、国3手当）を対象者に支給することにより、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。 板橋区では、国3手当の支給及び申請受付状況、支給状況等を適切に管理するために当該個人情報ファイルを利用し、保管している。																														
記 録 項 目	<table border="0"> <tr> <td>1 氏名</td><td>16 身体障害者手帳番号</td></tr> <tr> <td>2 住所</td><td>17 愛の手帳番号</td></tr> <tr> <td>3 個人コード</td><td>18 認定番号</td></tr> <tr> <td>4 郵便番号</td><td>19 肩書</td></tr> <tr> <td>5 世帯主氏名</td><td>20 手当振込先金融機関名・口座種別・口座番号・名義</td></tr> <tr> <td>6 生年月日</td><td>21 公金口座利用意思</td></tr> <tr> <td>7 性別</td><td>22 配偶者氏名</td></tr> <tr> <td>8 続柄</td><td>23 配偶者の個人番号</td></tr> <tr> <td>9 住所を定めた日</td><td>24 扶養義務者氏名</td></tr> <tr> <td>10 住民となった日</td><td>25 扶養義務者の個人番号</td></tr> <tr> <td>11 異動年月日</td><td>26 施設入所情報</td></tr> <tr> <td>12 従前住所</td><td>27 公的年金受給有無</td></tr> <tr> <td>13 従前住所方書</td><td>28 年金種類</td></tr> <tr> <td>14 転出先住所</td><td>29 基礎年金番号</td></tr> <tr> <td>15 転出先住所方書</td><td>30 年金支給額</td></tr> </table>	1 氏名	16 身体障害者手帳番号	2 住所	17 愛の手帳番号	3 個人コード	18 認定番号	4 郵便番号	19 肩書	5 世帯主氏名	20 手当振込先金融機関名・口座種別・口座番号・名義	6 生年月日	21 公金口座利用意思	7 性別	22 配偶者氏名	8 続柄	23 配偶者の個人番号	9 住所を定めた日	24 扶養義務者氏名	10 住民となった日	25 扶養義務者の個人番号	11 異動年月日	26 施設入所情報	12 従前住所	27 公的年金受給有無	13 従前住所方書	28 年金種類	14 転出先住所	29 基礎年金番号	15 転出先住所方書	30 年金支給額
1 氏名	16 身体障害者手帳番号																														
2 住所	17 愛の手帳番号																														
3 個人コード	18 認定番号																														
4 郵便番号	19 肩書																														
5 世帯主氏名	20 手当振込先金融機関名・口座種別・口座番号・名義																														
6 生年月日	21 公金口座利用意思																														
7 性別	22 配偶者氏名																														
8 続柄	23 配偶者の個人番号																														
9 住所を定めた日	24 扶養義務者氏名																														
10 住民となった日	25 扶養義務者の個人番号																														
11 異動年月日	26 施設入所情報																														
12 従前住所	27 公的年金受給有無																														
13 従前住所方書	28 年金種類																														
14 転出先住所	29 基礎年金番号																														
15 転出先住所方書	30 年金支給額																														
記 録 範 囲	国3手当を受給する者とその扶養義務者（資格消滅するまで）																														
記録情報の収集方法	収集の相手方： 国3手当認定請求書を提出する本人 収集の手段： 窓口申請（紙）、郵送申請（紙）																														
要配慮個人情報が含まれるときは、旨	☐ 含む（上記記録項目の番号： ） ☒ 含まない																														

記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	☒ あり（経常的提供先 口座振替事務委託先事業者、医師 及び東京都心身障害者福祉センター調整課 ） ☐ なし	
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関 する他の法令の規定に よる 特 別 の 手 続 等	☐ あり（他の法令の規定 ） ☒ なし	
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工 情報の提案の募集を する 個 人 情 報 ファイルである旨		
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工 情 報 の 概 要		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間		

備 考	業務の名称	国障害者（児）手当に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 2,000 人
	その他	